

議案第9号

守口市森林環境譲与税基金条例案

守口市森林環境譲与税基金条例を、次のように制定する。

令和3年2月17日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）に基づく森林の整備及びその促進に関する事業（以下「森林整備促進事業」という。）の実施に資するため、守口市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

(1) 毎年度一般会計歳入歳出予算に定める額

(2) 基金の運用から生ずる収益金の額。ただし、第4条第2項の規定により基金として積み立てる場合に限る。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、森林整備促進事業の実施に必要な財源とする。

2 前項の規定にかかわらず、前項の収益を基金として積み立てることができる。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、森林整備促進事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。